

医療的ケア児者のライフステージにおける支援

		福祉総務課	子ども課	学校教育課	保健センター	長寿課	刈谷児童相談センター	医療機関																					
ステージ	未就学児						小学校						中学校			高校			青年期以降										
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		40	～65歳					
保育・教育・通所系サービス	保育園・乳児園			保育園・幼稚園			地域学校	小学校			中学校			高等学校			一般就労 大学・専門学校												
	※就園・就学の相談はお早めに							特別支援級・通級			特別支援級・通級																		
							特別支援学校	小学部			中学部			高等部			日中活動	生活介護	障害者施設等で生活介護、生産活動、身体機能の向上等の支援										
								訪問学級						自立訓練（機能訓練）	日常生活訓練等														
	児童発達支援	障害のある児童の日常生活の自立支援・機能訓練を行う					放課後等デイサービス		障害のある児童に対し放課後や休日に日常生活の自立訓練や集団生活への適応訓練等を行う						就労移行支援	一般就労に向けた知識能力向上等のための支援													
病院や療育センターでのリハビリ																							就労継続支援A型	一般就労は困難であるが、雇用契約を結んだ就労が可能（最低賃金支給）					
																							就労移行支援B型	一般就労は困難であり、契約を結ばない軽作業等での就労訓練					
																							地域活動支援センター	創作的生産的活動の機会の提供を行う施設					
一時預かり	短期入所	介護を行うものが疾病等の理由により介護を行うことができない場合、障害者施設等に入所し、短期間利用できるサービス																											
								日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息の取得を目的として、創作的活動、日常生活訓練、社会適応能力を高めるためのサービス																				
											刈谷市レスパイト事業	学校が長期休み（夏休み、冬休み、春休み）の間、身体障害および知的障害のある子どもに日常生活訓練を提供するとともに、介護者が休養するためのサービス																	
	レスパイト入院	在宅で介護を受けている方の介護者の負担を一時的に軽減するために、短期間の入院を受け入れる制度※医療機関によって受入れの条件は異なります																											
入所	障害児入所施設		入所により障害児の保護、日常生活の指導等を行う																			療養介護	入院により医療を要する障害者へ機能訓練、介護、日常生活の世話等を行う						
	福祉型障害児入所施設		保護のほか、日常生活の指導等を行う																			施設入所支援	入所により介護や日常生活上の支援を行う						
	医療型障害児入所施設		保護のほか、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行う																			共同生活援助	日常生活上の援助を受けながら少人数で共同生活を営む（グループホーム）						
訪問	市町村保健師		訪問相談等																										
	訪問診療		通院が困難な人を対象に医師が定期的に訪問して診療を行う																										
	訪問看護		看護師が自宅を訪問し生活の場において看護活動を行う																		介護保険等の訪問看護								
	訪問リハビリ		自宅を訪問してリハビリを行う																		介護保険等の訪問リハビリ								
	医療的ケア児学校等訪問看護事業		学校等に通うために必要となる訪問看護を提供する																										
	障害福祉サービス	居宅訪問型児童発達支援		外出が困難な児童の居宅を訪問し機能訓練等を行う																									
		保育所等訪問支援		保育所などに訪問し、保育所における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う																									
		居宅介護		自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う																									
		同行援護		視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する際に必要な援助を行う																									
		行動援護		自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行う																									
移動支援		社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出をする際に支援を行う																											
移動入浴		身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、家庭において自力または家族の介助だけでは入浴することができない身体障害者に対し、移動入浴車で浴槽を提供して入浴及び洗髪を行う																		介護保険等の訪問入浴介護									
																			重度訪問介護	常に介護を要する方の介護、家事、外出、見守り等を一体的に支援する									
各種制度	医療費等		子ども医療費助成、心身障害者医療費助成、未熟児養育医療費助成、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療費助成、愛知県特定疾患医療給付事業																										
	各種手当、年金、保険		障害児福祉手当（～20歳）、特別障害者手当（20歳～）、特別児童扶養手当（～20歳）、愛知県在宅重度障害者手当、刈谷市心身障害者扶助料、心身障害者扶養共済制度、障害年金（20歳～）、税金、保険料などの免除、減額、損害賠償保険																										
	手帳		身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳（発達障害も含む）																										
	補装具等		補装具費助成、日常生活用具費助成																										
	就労等の支援		ハローワーク（専門援助部門）、就業・生活支援センター、障害者職業センター、ジョブコーチ、特例子会社、障害者雇用促進法、障害者雇用量率制度																										
	意思決定等の支援		日常生活自立支援事業、成年後見制度、成年後見センター、身元保証等機関																										
	当事者活動等		親の会、ボランティア団体																										

※これらのサービス等は要件に該当する方のみ利用できます。ご了承ください。